

Nextcom 論文賞に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、Nextcom 論文賞について定めることを目的とする。

(審査対象論文)

第2条 審査対象論文は、概ね過去 1 年間に、概ね45才以下の若手研究者が執筆し、Nextcom に掲載された論文とする。

- 2 前項において、共著による論文であって概ね45才以下の若手研究者が執筆者に含まれる場合、当該論文は、当該研究者が執筆したものとして、これを取り扱う。
- 3 前2項において、過去に審査対象とした論文は、再度、審査対象としない。

(審査主体)

第3条 審査は、Nextcom 監修委員会が行う。

(審査基準および表彰数)

第4条 審査は、情報通信分野における制度・政策研究において優れた学術的価値を提供するものであることを基準として、これを行う。

- 2 表彰数は、毎年度、概ね論文 1 編程度とする。
- 3 前項において、共著による論文への表彰は、共著者それぞれに表彰状を発出する場合であっても、論文1編に対する表彰とみなす。

(表彰状発出者及び名宛人)

第5条 表彰状は、KDDI 総合研究所所長の名において、これを発出する。

- 2 表彰状は、第4条で選定された論文を執筆した個人を名宛人として、これを発出する。共著の場合、共著者各人を名宛人とすることができる。

(副賞)

第5条 本件表彰にあたり、30万円の副賞を出す。

- 2 前項において、共著による論文執筆者への表彰であって、複数の共著者が受賞する場合は、個々の受賞者が受け取る副賞の金額は、前項の定める金額を受賞者数で除した金額とする。
- 3 前二項の他、副賞の仔細は、別途、監修委員会が定める。

(附則)

附則第1条 本規程は、2012 年 1 月 13 日から施行する。

附則第1条 2011 年度の表彰は、第2条第1項及び第4条第2項によらず、Nextcom 創刊以降の全ての論文を対象に、2件程度とする。

附則第2条 本規程は、2012 年 10 月 24 日から施行する。

附則第1条 表彰名を「Nextcom 情報通信論文賞」から「Nextcom 論文賞」に変更する。これに伴い、本規程のタイトル及び第 1 条を変更する。

附則第2条 本規程は、2016 年 1 月 29 日より施行する。

附則第1条 第 5 条、表彰状の発出者を、KDDI 総研社長名から、KDDI 総合研究所所長名

に変更する。

附則第 2 条 本規程は 2016 年 11 月 18 日より施行する。

(以上)